

保育所等の利用手続きについて

令和3年6月
緑区こども家庭支援課



はじめに

- この資料は、初めて保育所等の利用申請をされる方向けに作成した制度のご案内です。
- 申請にあたっては、必ず「横浜市保育所等利用案内」をご覧ください。
 - ※ 令和4年4月入所の案内が掲載されている「令和4年度 横浜市保育所等利用案内」は、令和3年10月中旬頃からHPに掲出、区役所等にて配布予定です。

ざっくり分けると、保育所は2種類！

認可保育所等（地域型保育事業含む）

…居住地の
区役所に申請する



今回はこちらの解説です

認可外保育施設（横浜保育室、企業主導型保育事業含む）

…直接施設に申込みをする



認可保育所等と認可外保育施設の違いは？

	認可保育所	横浜保育室（認可外）	認可外保育施設
運営費	国＋県＋市町村 ＋利用者負担	利用者負担 ＋横浜市の助成金	利用者負担
利用料 (0～2歳)	保護者の市民税による	施設による (市民税額により減額あり)	施設による (市民税非課税の場合助成あり)
※3歳以上は無償です。	利用料：0～77,500円	利用料：上限58,100円	利用料:施設の定める金額
利用できる人	保育が必要な事由のある人 (＝認定必要)	保育が必要な事由のある人 (＝認定必要)	個別契約 (認定の要否は施設による)
申請先	居住区の区役所	施設 (認定は別途区役所に申込み)	施設
利用決定	区役所 (利用調整により、 <u>保育の必要性が高い人から決定</u>)	<u>施設が決定</u>	<u>施設が決定</u>

1. まずは確認しましょう！



お子さまのクラス年齢を確認！

令和4年度のクラス年齢は次の通りです。生年月日から、クラス年齢を確認します。
※令和3年度のクラス年齢は、令和3年度版利用案内の表紙をご確認ください。

年齢別クラス	生年月日
0歳児	令和3年（2021年）4月2日～
1歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
2歳児	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
3歳児	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
4歳児	平成29年（2017年）4月2日～平成30年（2018年）4月1日
5歳児	平成28年（2016年）4月2日～平成29年（2017年）4月1日

施設によって受け入れ月齢や年齢が異なりますので、利用案内等（緑区版）をよく確認しましょう。

保育所等が使える条件を確認！

認可保育所等を利用するためには、保護者のいずれも「**保育を必要とする事由**」が必要となります。
まずは、その事由に当てはまるかどうかを確認します。
当てはまる場合、**区役所が【認定決定】**をします。

たとえば・・・

- ・月64時間以上働いているとき
- ・育児休業が終わって復職するとき

出産の準備や出産後の休養が必要なとき



そのほかにも、病気やケガ、障害、家族の介護などで保育ができない場合など、いくつか認められる事由があります。（詳しくは、横浜市保育所等利用案内P4をお読みください）

2. 情報収集をしましょう！



希望園を見つけよう！



横浜市にはたくさんの保育所や幼稚園があります。

大切なお子さまの預け先を決めるために、積極的に情報収集をしましょう。

ポイント！

➤ 自宅から無理なく通える範囲の施設をチェックし、園に直接見学の申込みをする。

保育・教育方針、アレルギー対応の有無、おむつや布団の持ち帰りなど日常的な事も確認しましょう！

➤ 検討する施設の範囲を、なるべく広げる。

地域や施設、年齢によって入所の状況は異なります。預け先は認可保育所にこだわらず、小規模保育事業や家庭的保育事業※、さらには幼稚園の預かり保育なども視野に入れましょう。

※卒園後の進級先について連携施設が設定されています。詳しくは、[緑区こども家庭支援課のホームページへ](#)

🔍 [緑区 保育所](#)

➤ 悩んだ場合は、区役所の保育・教育コンシェルジュに相談する。

※各区役所には、保育・教育コンシェルジュがいます。就学前のお子さまの預け先について、ご相談に応じます。

3. 申請をしましょう！



申請に必要な書類

申込先

希望の施設が決まったら、**居住地の区役所**に申請をしてください。

※横浜市外にお住まいの方は、お住まいの市町村に申請をしてください。（利用案内のP11をご覧ください）

※4月入所一次申請は、原則として郵送申請（認定・利用調整事務センター宛）となります。

申込書類

申請書類は、HPからダウンロードもしくは区役所、地域子育て支援拠点等で受け取れます。

必ず提出する書類

- A 給付認定申請書 兼認定内容確認票
- B 利用申請書(保育所等用)
- D マイナンバー記入用紙、本人確認書類



保育を必要とすることを証明する書類

就労証明書、診断書、障害者手帳のコピー など

※保護者それぞれの状況により必要な書類が異なります。
必ず利用案内(P15)をご確認ください。

※保護者ごとに書類が必要です。

申請の締切日 《参考》

➤ 令和3年4月利用の申請（1次）は、下記のようなスケジュールでした
原則として、専用封筒による**郵送**による申請。

（郵送先：〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 宛）

申請開始日	郵送申請締切日
令和2年10月12日（月）	令和2年11月2日（月）消印有効

令和4年4月利用の申請は、令和3年10月中旬配布予定の案内を確認してください！

お子さまに障害があるなど、**入所に際して配慮が必要な方は、窓口**で申請してください。

窓口申請締切日
令和2年11月16日（月）

➤ 5月以降の申請は、**利用開始希望月の前月の10日**締切です。（10日が土日・祝日の場合は、直前の平日が締切日となります） ※郵送の場合、締切日必着です。

例）7月から保育所を利用したい場合は、6月10日までに申請

申請について

ポイント!

➤ 年度ごとに申請が必要!

一度申し込めば年度内（年度：4月～翌年3月）は毎月申請する必要はありません。

（例）令和3年5月申請をし、保留だった場合、令和4年3月利用調整まで有効です。

➤ 年度途中（各月の利用申請）の申請も可能!

➤ 利用調整にあたって、保護者の就労状況などを判断する時点を「基準日」といいます。4月利用申請と5月以降の申請で基準日は異なります。

4月利用申請の基準日	5月以降各月申請の基準日
9月末日	入所希望月の前々月末

（例）6月利用申請の場合は、4月30日が基準日となる

申請時の注意点

申請時には提出書類を必ずご自分で確認してください！

- **入所の時点で希望施設の受入年齢（月齢）に達しているか**
受入年齢や受入月齢は、施設によって異なりますので、緑区版の利用案内等を必ずご確認ください。
- **記載した希望施設名を間違えていないか**
系列園などで似たような名前の施設がありますので、間違えないよう記載をしてください。
正しい記載ではない場合、ご希望の施設・事業で利用調整ができない可能性があります。
- **就労証明書の記載誤りは無いか**
提出された就労証明書の記載内容を基に審査を行います。会社から就労証明書を受取ったら、まずご自身で確認をしてください。
 - 【就労時間等】・・・休憩時間を含む就労時間が記載されているか
 - 【就労実績】・・・該当月1日～末日までの就労日数が記載されているか（有給休暇は就労実績に含む）
 - 【特記事項】・・・コロナや妊娠悪阻等により就労実績が減少している場合は、特記事項欄にその旨が記載されているか

4. 利用調整について



利用調整ってなに？



利用調整とは・・・

保育の必要性に応じた優先順位と保護者の希望に基づいて、利用する保育園の調整を行うことです。

➤ 横浜市では、申請児童について『利用調整基準』に基づきランク判定等を行い、優先順位を決定します。（利用案内P21）

注意！！

利用調整は提出書類をもって行います。そのため、書類に不備や不足があると、求職中と同等ランクの取扱いとなり、**利用調整で劣後する場合があります**のでご注意ください！！

例）本当は就労によるAランクだが、就労証明書が期限までに出せなかったため、求職中のHランクになってしまった

利用調整の基準について

- 市内の保育所については、すべて同じ基準で利用調整を行いますので、複数区にまたがる希望園申請の場合であっても、取り扱いは変わりません。
- 利用調整の基準は、市町村によって異なります。横浜市の施設を申請する方は、市内外在住地問わず、横浜市の利用調整基準（利用案内P21）をご覧ください。
- 利用調整基準は、毎年度見直しをする場合があります。必ず該当年度の利用案内を確認してください。

利用調整の優先順位について①

利用調整基準上の優先順位は、ご自身で利用案内（P21～23）にて確認をしましょう。

利用調整基準

利用調整は、保育が必要な理由別の「ランク表（利用案内P21）」に基づきA～Iの順に区分し、その他の世帯状況とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、順位を判断します。

同一ランクで並んだ場合

複数の児童が同一ランクで並んだ場合、「調整指数一覧表（利用案内P22）」に基づき指数を確定し、利用調整の優先順位を定めます。

同一ランク・指数で並んだ場合

複数の児童が同一ランク・指数で並んだ場合、利用案内P23の「Ⅳ 複数の児童が同一ランク・同一調整指数で並んだ場合の利用調整の優先順位」の表にある順に考慮して利用調整を行います。（類型間、小学生以下の子ども的人数、合計所得金額等）

利用調整の優先順位について②

利用調整の優先順位の審査で父・母が異なるランク判定等となる場合、申請児童のランクは父・母のどちらか低い方のランクとなります。

例えば・・・

- ・ 基準日時点で、父の仕事は週40時間以上20日以上勤務（Aランク）
- ・ 母は求職中（Hランク）

低い方のランクが適用されるため・・・世帯のランクは【H】になります。



利用調整の注意点について

利用申請書（B票）の表面最下部にチェックをした場合は、以下の点に注意してください。

*該当者のみ

下記項目に☑した場合、利用調整の優先順位が下がります。（Iランク、調整指数-10、類型間の優先順位⑩求職中となります。）

※チェックする場合は、「令和3年度横浜市保育所等利用案内」のP23 VIを確認してください。

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい。

注意！！

※育休給付金の手続きについては、区役所ではご案内できません。手続きについては、必ず勤務先またはハローワークにご確認ください。

※ランクは下がりますが、希望園に空きが出た場合などは、内定する可能性があります。内定を辞退した場合は、保留の通知を出すことができません。

利用料について

利用料は、毎年市民税額の決定（6月）に合わせ、9月に見直しになります。

0歳～2歳児クラス

世帯の市民税の税額控除前所得割額で決まります。

※市民税非課税世帯など、無償となる場合もあります。

実際の利用料は、利用案内の料金表（P27）をご覧ください。



3歳～5歳児クラス

利用料は0円です。

※副食費（おかず、おやつなど）等実費負担分は園に支払います。



育休中に申請する方は・・・

育児休業中に復職前提で申請する方は、以下の点にご注意ください。

就労証明書（申請時）

産前休暇取得前の直近6か月の実績で記載されたものかどうかをご確認の上、提出してください。

復職証明書（復職時）

保育所を利用開始した翌月1日までに復職し、復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。
復職せず、育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

よくある質問！？

※令和3年度の利用案内（P30・31）にもQ&Aがありますので、併せてご覧ください。

申請について

Q：今年度の申請を出していれば、次年度は出さなくてもいいですか。

A：申請は年度ごとに必要です。今年度保留でお待ちいただいている方も改めてご申請ください。

Q：4月に入所できなかったら、5月以降も毎月申請を出さなければいけないですか。

A：同じ年度内であれば、出す必要はありません。利用が決定するまで、翌月以降も利用調整の対象となります（例：令和3年4月の申請をして保留だった場合、令和4年3月まで有効）
ただし、申請内容に変更があった場合はその都度届出を行ってください。

Q：きょうだいで申請する場合、書類はそれぞれ必要ですか。

A：書類はそれぞれ必要です。なお、就労証明書などの保育を必要とすることを証明する書類は、原本は1部で構いません。その際は、（年齢が）下のお子さまに原本、上のお子さまにコピーを添付してください。

よくある質問！？

利用調整について

Q： 窓口に相談に行ったり、保育所の園長にお手紙を書いたりした方が入りやすくなるというのは本当ですか。

A： そのような事をして、保育所の入所において有利になることはありません。提出された申請に必要な書類に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。

Q： 単願の方が入りやすいでしょうか。

A： 単願や希望順位を理由に優先順位が上がることはありません。利用調整は保育所等ごとに行いますので、もし複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となります。なるべく検討範囲を広げて、必ず、行きたい園から順番に希望施設を記載してください。

お問合せ・相談

お気軽にご相談ください。



緑区こども家庭支援課

保育・教育コンシェルジュ（預け先に関する相談）
保育担当（申請・利用調整に関するお問合せ）

電話番号：045-930-2331（コンシェルジュ、保育担当とも共通）

所在地：緑区寺山町118 緑区役所 1階12番窓口

開庁日：月曜日～金曜日（祝日除く）

8時45分～17時（コンシェル相談は9時～15時まで）